

議案第7号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月5日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の1号を加える。

(7) その他特別の理由があること。

第10条第2項ただし書きを次のように改める。

ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

第2条 第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本町が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第一号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第一号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第一号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。